

国際観光都市機能整備調査事業（その2）基本仕様書

1 業務名

国際観光都市機能整備調査事業（その2）

2 業務目的

愛知県では、中部国際空港やその周辺エリアにおいて、新たな交流、賑わい、集客の拠点となるMICEを核とした国際観光都市の実現を目指し、それに相応しい機能整備について調査研究を進めており、当地域のポテンシャル、必要な施設やあるべき姿等について、調査・検討を行ってきた。

この度、国際観光都市として魅力ある機能整備の具体化に向けて、中部国際空港島における統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性について調査・検討するため、民間事業者の関心や意向を調査することとし、アドバイザリー業務を委託する。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

特定複合観光施設区域整備法関連法令を踏まえるとともに、海外や先行自治体の事例を参考にするなど、統合型リゾート(IR)に関する幅広くかつ専門的な知見に基づき、県と協議の上、次の業務を行うこと。

（1）民間事業者からの意見聴取支援

中部国際空港島における統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性について、民間事業者から幅広く意見を聴取するために必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

- ア 意見聴取先として、統合型リゾート（IR）の事業者、出資者、その他の関係事業者（MICE、宿泊、建設、金融関係など）への周知
- イ 国内外の民間事業者との連絡・調整（英語の翻訳・通訳を含む）
- ウ 民間事業者の検討に必要な情報整理及び資料作成
- エ 民間事業者へのヒアリング

（2）事業実現可能性の検討支援

民間事業者から聴取した意見等を踏まえ、統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性について調査・検討するために必要な支援を行う。

＜想定される業務＞

- ア 海外や先行自治体の事例等を参考しつつ、現在の社会環境を踏まえた民間事業者から得られた意見の評価・分析
- イ 愛知県及び空港島の強み・弱みを踏まえ、事業実現の可能性や課題等の整理
- ウ 想定される事業リスク及び措置に係る法的観点による検討

5 成果物

(1) 成果物

- ・ 業務完了報告書
- ・ 本業務における制作物（各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で使用した各種文書等）

(2) 納品方法

- ・ 業務完了報告書は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・ 本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

- ・ 令和8年3月31日（火）までに提出すること。

(4) その他

- ・ 提出された成果物の一切の著作権は、委託者である愛知県に帰属すること。
- ・ 県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

6 留意事項

(1) 専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、支援内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、支援の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 情報管理

本業務の実施に当たっては、県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。なお、法務、会計及び施設整備に係るアドバイザリー業務の再委託については承諾する。

(4) その他

- ・ 本事業を委託者と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。